

羽島市観光協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、羽島市観光協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、羽島市役所経済部商工観光課内に置く。

第2章 目的 及び 事業

(目的)

第3条 協会は、羽島市を中心とする観光事業の振興と地方文化及び産業経済の向上発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 観光地の宣伝、紹介及び観光客の誘致に関すること。
- (2) 観光施設の整備改善及び保護に関すること。
- (3) 観光思想の普及に関すること。
- (4) 観光土産品及び特産品の宣伝紹介に関すること。
- (5) 観光に関する各種催物等の開催及び参加に関すること。
- (6) 観光事業に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (7) 観光刊行物の発刊に関すること。
- (8) 観光関係団体との連絡に関すること。
- (9) その他協会の目的を達成するに必要な事項に関すること。

第3章 会 員

(会員)

第5条 協会は、第3条の目的に賛同する個人及びに団体・法人をもって組織する。

(入会)

第6条 入会を希望する者は、会長に届け出て、協会に加入することができる。

(退会)

第7条 退会を希望する会員は、会長に届け出たうえで、事業年度を持って退会することができる。

第4章 役員 及び 任務

(役員)

第8条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理 事 30名以内
- (4) 監 事 3名

(役員を選任)

第9条 会長及び副会長は、理事会で選任し、総会において承認を得るものとする。

2 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。

(役員職務)

第11条 会長は、協会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、協会の運営にあたる。
- 4 監事は、協会の会計を監査する。

第5章 名誉役員

(名誉会長)

第12条 協会に、名誉会長を置く。名誉会長は、羽島市長をもって充てる。

(顧問及び参与)

第13条 協会に、必要に応じ、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

第6章 会議

(会議)

第14条 協会の会議は、総会、正副会長会及び理事会とし、会長が召集してその議長となる。

2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第15条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1回会計年度終了後2カ月以内に開催する。

3 臨時総会は、会長及び理事会が必要と認めたとき、及び会員の5分の1以上の請求があったときに開催する。

4 総会の付議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(3) 役員を選任又は承認に関すること。

(4) 規約の改正に関すること。

(5) その他、理事会が必要と認めたこと。

5 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(正副会長会)

第16条 正副会長会は、会長及び副会長をもって構成し、必要に応じて開催する。

2 正副会長会の付議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 協会の重要事項に関すること。
- (2) 理事会提出案件に関すること。
- (3) 第4条に掲げる事業の推進に関すること。

(理事会)

第17条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、総会前又は必要に応じて開催する。

2 理事会の付議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総会提出案件に関すること。
- (2) 役員及び名誉役員の選任又は承認に関すること。
- (3) 第4条に掲げる事業の推進に関すること。

第7章 会 計

(経費)

第18条 協会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第20条 会員の年会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 個人会員 1口 3,000円
- (2) 団体・法人会員 1口 5,000円

第8章 補 則

(規約の改廃)

第21条 規約の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て決する。

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、協会運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和60年4月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年5月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年6月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年6月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年5月20日から施行する。